

## インフルエンザ経過報告書 (保護者記入)

発症日: \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

診断日: \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

診断型:  A型 ・ B型 ・ 不明  (該当する項目に○を付けて下さい)

処方薬: \_\_\_\_\_ (処方された薬の名前を記入して下さい)

服用期間: \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日～ \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日 (上記の薬の服用期間を記入して下さい)

下記のとおり、発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過しましたので、出席停止措置の中止をお願いいたします。

学校保健安全法施行規則第19条第2項によると、インフルエンザによる出席停止期間の基準は、「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日 (幼児にあっては、3日) を経過するまで」とされています。

体温測定月日時	測定時間: 体温	測定時間: 体温
月 日	午前 時 分: 度	午後 時 分: 度
月 日	午前 時 分: 度	午後 時 分: 度
月 日	午前 時 分: 度	午後 時 分: 度
月 日	午前 時 分: 度	午後 時 分: 度
月 日	午前 時 分: 度	午後 時 分: 度
月 日	午前 時 分: 度	午後 時 分: 度
月 日	午前 時 分: 度	午後 時 分: 度
月 日	午前 時 分: 度	午後 時 分: 度
月 日	午前 時 分: 度	午後 時 分: 度
月 日	午前 時 分: 度	午後 時 分: 度
月 日	午前 時 分: 度	午後 時 分: 度
月 日	午前 時 分: 度	午後 時 分: 度
月 日	午前 時 分: 度	午後 時 分: 度

(発熱期間が長く、解熱3日が記録できない場合は、裏面、あるいは別の記録用紙を添付するなどしてください。)

年 月 日

園児氏名: \_\_\_\_\_

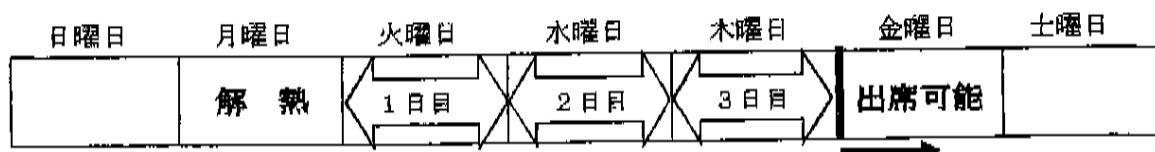
保護者氏名: \_\_\_\_\_ 印

**<出席停止期間の算定について>**

出席停止期間の算定では、解熱等の現象がみられた日は期間には算定せず、その翌日を1日目とします。

「解熱した後3日を経過するまで」の場合、例えば、解熱を確認した日が月曜日であった場合には、その日は期間には算定せず、火曜日（1日目）、水曜日（2日目）及び木曜日（3日目）の3日間を休み、金曜日から登園許可（出席可能）ということになります（図1）。

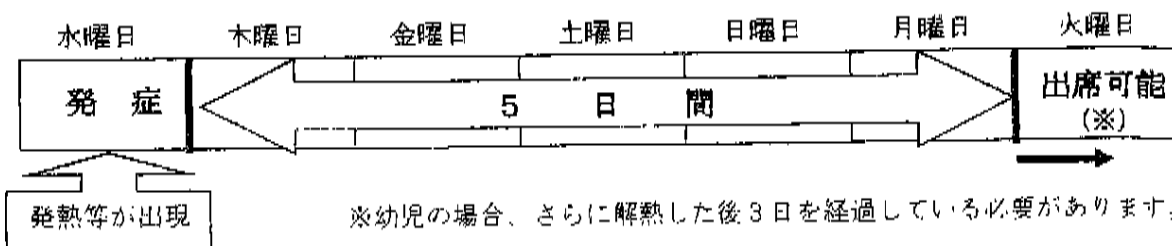
**図1 「出席停止期間：解熱した後3日を経過するまで」の考え方**



また、インフルエンザにおいて「発症した後5日」という時の「発症」とは、一般的には「発熱」のことを指します。日数の数え方は上記と同様に、発症した日（発熱が始まった日）は含まず、その翌日から1日目と数えます（図2）。「発熱」がないにも関わらずインフルエンザと診断された場合は、インフルエンザにみられるような何らかの症状がみられた日を「発症」した日と考えて判断します。

なお、インフルエンザの出席停止期間の基準は、「発症した後5日を経過」し、かつ「解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過」するまでであるため、この両方の条件を満たす必要があります。

**図2 インフルエンザに関する出席停止期間の考え方**



※幼児の場合、さらに解熱した後3日を経過している必要があります。